

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第62期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古野 孝志

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部部长 早川 恵

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部部长 早川 恵

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー名古屋支店
(愛知県名古屋市名東区香流一丁目823番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 第3四半期累計期間	第62期 第3四半期累計期間	第61期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	1,849,781	1,387,345	2,714,648
経常利益	(千円)	74,329	58,548	186,898
四半期(当期)純利益	(千円)	39,751	49,180	109,055
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	519,624	704,755	519,624
発行済株式総数	(株)	2,734,675	8,997,525	2,734,675
純資産額	(千円)	1,209,968	1,655,887	1,282,040
総資産額	(千円)	2,503,343	2,916,576	2,308,987
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	5.02	5.87	13.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			10.00
自己資本比率	(%)	48.3	56.6	55.5

回次		第61期 第3四半期会計期間	第62期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	(円)	3.17	0.53

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がありませんので記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第61期第3四半期累計期間及び第61期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第62期第3四半期累計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第57期より従業員株式所有制度を導入しております。当制度の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が保有する当社株式を、第61期第3四半期累計期間及び第61期事業年度並びに第62期第3四半期累計期間の1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

6 2021年7月1付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や緊急事態宣言の解除等により、厳しい状況が徐々に緩和され、景気に持ち直しの動きがみられるなか、新たな変異株の発生など感染再拡大のリスクは解消されず、設備投資の持ち直しに足踏みがみられるなど先行き不透明な状況で推移いたしました。また、世界経済につきましても、同様に変異株等による一部の地域での感染再拡大により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が関係するプラスチック加工業界は、今後益々の合理化を進め、競争力を高めなければならない状況にあり、当社としても更なる合理化を進め、競争力を高めると共に、省エネルギー、省力化の製品の開発を提案して行く必要があります。

このような状況下、当第3四半期累計期間における売上高は、予定されていた成型機の売上計上が順調に進みましたが、当事業年度の期首より受注拡大を最重要課題として取り組んでまいりました結果、第2四半期会計期間末受注残が16億6千3百万円となりましたが、多くの受注機が第4四半期会計期間に売上計上予定となっていることもあり、営業利益、経常利益が減益となりました。四半期純利益につきましては、法人税等の負担が前年同四半期に比べ減少した結果、増益となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は、13億8千7百万円と前年同四半期と比べ4億6千2百万円減少（前年同四半期比25.0%減）し、利益面につきましては、営業利益4千5百万円（前年同四半期比39.5%減）、経常利益5千8百万円（前年同四半期比21.2%減）、四半期純利益4千9百万円（前年同四半期比23.7%増）となりました。

事業部門ごとの営業概要は次のとおりであります。

【インフレーション成型機事業】

インフレーション成型機事業につきましては、予定されていた成型機の売上計上は順調に進みましたが、受注機の売上計上が第4四半期会計期間に集中していることもあり、売上高は前年同四半期と比較して減少しました。

この結果、売上高は5億5千1百万円(前年同四半期比40.5%減)となりました。

【ブロー成型機事業】

ブロー成型機事業につきましては、予定されていた成型機の納入検収が順調に進みましたが、インフレーション成型機事業同様、受注機の売上計上が第4四半期会計期間に集中していることもあり、売上高は前年同四半期と比較して減少しました。

この結果、売上高は4億4千6百万円(前年同四半期比24.2%減)となりました。

【リサイクル装置事業】

リサイクル装置事業につきましては、フィルム再生機のメンテナンス及びオーバーホール並びに部品の売上がありました。

この結果、売上高は7千3百万円(前年同四半期比108.9%増)となりました。

[メンテナンス事業]

メンテナンス事業につきましては、部品の販売、補修部品や工事等の受注が順調に推移し、売上高は前年同四半期と比較して増加しました。

この結果、売上高は3億1千6百万円(前年同四半期比5.8%増)となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の財政状態は次の通りとなりました。

(資産)

当第3四半期累計期間における総資産は、前事業年度末と比較して6億7百万円増加し、29億1千6百万円となりました。これは主に、現金及び預金が4億2千3百万円、棚卸資産が2億3千3百万円増加した一方で、有形固定資産が4千4百万円が減少したことによるものです。

(負債)

負債につきましては、前事業年度末と比較して2億3千3百万円増加し、12億6千万円となりました。これは主に、長期借入金が2億1千4百万円、支払手形及び買掛金が1億3千2百万円増加した一方で、前受金が2千6百万円、賞与引当金が2千1万円、社債が2千1万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては、前事業年度末と比較して3億7千3百万円増加し、16億5千5百万円となりました。これは主に、当第3四半期累計期間に四半期純利益4千9百万円を計上し、新株発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ1億8千5百万円増加した一方で、自己株式が取得と売却により2千3百万円増加(純資産の減少)し、配当金の支払額2千5百万円を計上したことによるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は、4百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間においては、製品製造活動への人的、物的資源の投入が増加しておりますが、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

(注) 1 2021年6月24日開催の第61期定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より27,000,000株増加し、35,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,997,525	8,997,525	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は、100株と なっています。
計	8,997,525	8,997,525		

(注) 1 発行済株式のうち666,600株は、現物出資(借入金の株式化99,990千円)によって発行されたものであります。

2 発行済株式のうち19,417株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計19,999,922円を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

3 2021年4月26日開催の取締役会決議により、2021年5月12日を払込期日とする第三者割当による新株発行を行いました。これにより普通株式が643,500株増加しております。

4 2021年4月26日開催の取締役会決議により発行した新株予約権が2021年5月27日、5月28日、5月31日に行使され、これにより普通株式が150,000株増加しております。

5 2021年5月24日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は5,998,350株増加し、8,997,525株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		8,997,525		704,755		195,130

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 440,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,547,900	85,479	
単元未満株式	普通株式 9,125		単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,997,525		
総株主の議決権		85,479	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、信託E口が所有する当社株式58,400株(議決権584個)が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブラコー	埼玉県さいたま市岩槻区 笹久保新田550番地	440,500		440,500	4.89
計		440,500		440,500	4.89

- (注) 1 上記には、信託E口が所有する当社株式58,400株を含めておりません。
- 2 上記には、譲渡制限付株式報酬の無償取得19,417株を含んでおります。
- 3 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が300株(議決権3個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870,603	1,294,174
受取手形及び売掛金	292,252	¹ 221,352
電子記録債権	112,745	¹ 183,228
棚卸資産	123,894	357,238
その他	33,238	74,714
貸倒引当金		122
流動資産合計	1,432,734	2,130,586
固定資産		
有形固定資産		
土地	268,000	268,000
その他(純額)	460,324	416,020
有形固定資産合計	728,324	684,020
無形固定資産	29,793	18,592
投資その他の資産		
その他	129,808	95,364
貸倒引当金	13,370	13,170
投資その他の資産合計	116,438	82,194
固定資産合計	874,557	784,807
繰延資産	1,695	1,181
資産合計	2,308,987	2,916,576
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	199,112	¹ 331,767
短期借入金	106,006	124,482
前受金	39,790	12,996
製品保証引当金	5,229	4,133
賞与引当金	29,380	7,497
その他	170,451	128,655
流動負債合計	549,970	609,533
固定負債		
社債	64,500	43,100
長期借入金	305,540	520,122
引当金	14,203	13,958
その他	92,733	73,974
固定負債合計	476,977	651,155
負債合計	1,026,947	1,260,688

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	519,624	704,755
資本剰余金	127,444	312,574
利益剰余金	706,438	729,679
自己株式	167,863	191,289
株主資本合計	1,185,643	1,555,719
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	499	707
土地再評価差額金	94,655	94,655
評価・換算差額等合計	95,155	95,363
新株予約権	1,242	4,804
純資産合計	1,282,040	1,655,887
負債純資産合計	2,308,987	2,916,576

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	1,849,781	1,387,345
売上原価	1,158,991	915,783
売上総利益	690,790	471,561
販売費及び一般管理費	615,005	425,717
営業利益	75,784	45,843
営業外収益		
物品売却益	255	2,134
為替差益	866	
受取地代家賃		19,140
受取保証料	3,070	3,070
その他	1,152	1,282
営業外収益合計	5,344	25,627
営業外費用		
支払利息	2,572	2,564
為替差損		4,900
自己株式取得費用	1,302	291
株式交付費		3,984
その他	2,924	1,182
営業外費用合計	6,799	12,922
経常利益	74,329	58,548
特別損失		
固定資産除却損	1,385	316
特別損失合計	1,385	316
税引前四半期純利益	72,943	58,232
法人税、住民税及び事業税	11,442	17,641
法人税等調整額	21,748	8,590
法人税等合計	33,191	9,051
四半期純利益	39,751	49,180

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による当第3四半期累計期間の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

1. 従業員持株E S O P 信託

(1) 取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「ブラコー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度22,409千円、68,100株(株式分割後)、当第3四半期会計期間16,585千円、50,400株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度24,766千円、当第3四半期会計期間18,754千円

2. 自己株式の取得

(1) 2021年8月23日開催の取締役会決議に基づく取得

当社は、2021年8月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため。

取得に係る事項の内容

- a. 取得対象株式の種類：当社普通株式
- b. 取得する株式の総数：1,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合11.66%）
- c. 株式の取得価額の総額：500,000千円（上限）
- d. 取得期間：2021年9月1日～2022年8月31日
- e. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

3. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症に関して、当社は、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と比べると減少しつつも一定の稼働率を維持しております。

しかし、当感染症は、経済、企業活動に広範囲な影響を与える事象であり、それらが当社に及ぼす影響や今後の広がり方や収束時期を合理的に予測することは困難であります。

当社においては、現時点で入手可能な情報を踏まえ、翌事業年度の一定の期間にわたり当該影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、将来の不確実性が当社が行った会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権が、四半期会計期間末残高から除かれております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	千円	9,941千円
電子記録債権	"	20,468 "
支払手形	"	35,385 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	53,640千円	58,372千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,999	15.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(注) 2020年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金517千円が含まれております。

2 株主資本の著しい変動

2020年4月27日開催の取締役会の決議により、自己株式76,000株を79,998千円にて取得し、「株式給付信託制度(従業員持株会処分型)」による自己株式の従業員持株会への売却10,900株、10,760千円(売却原価)を行っております。

また、2020年9月14日開催の取締役会の決議により、自己株式43,800株を64,576千円にて取得しております。この結果、当第3四半期会計期間末において自己株式が168,691千円となっております。

なお、2020年9月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2020年11月18日開催の取締役会において取得中止を決議いたしました。なお、本取得の中止により自己株式取得については、2020年11月17日をもって終了しております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,938	10.00	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(注) 2021年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金227千円が含まれております。

2 株主資本の著しい変動

当社は、2021年5月11日付で、ニューエネルギーマネジメント合同会社及び遼⁹⁹康⁸⁸塑⁸⁸樹脂有限公司並びにJVA TELOK KURAU, LTDから第三者割当増資の払込を受けました。また、2021年4月26日開催の取締役会で決議された新株予約権の行使により、第1四半期累計期間において資本金が185,130千円、資本準備金が185,130千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が704,755千円、資本準備金が195,130千円となっております。

自己株式については、追加情報1.従業員持株E S O P信託に記載の「株式給付信託制度(従業員持株会処分型)」による自己株式の従業員持株会への売却17,700株、5,824千円(売却原価)を行っております。また、追加情報2.自己株式の取得に記載の通り、2021年8月23日開催の取締役会の決議により、自己株式71,900株を29,173千円にて取得しております。この結果、当第3四半期会計期間末において自己株式が191,289千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はプラスチック成形機事業(リサイクル装置事業を含む)のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しています。

(収益認識関係)

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

財又はサービスの種類別の内訳

当第3四半期累計期間における販売実績を財又はサービスの種類別に示すと、次のとおりであります。

財又はサービスの種類別の名称	販売高(千円)
インフレーション成形機	551,468
ブロー成形機	446,459
リサイクル装置	73,022
メンテナンス事業	316,395
合 計	1,387,345

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	5円02銭	5円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	39,751	49,180
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	39,751	49,180
普通株式の期中平均株式数(株)	7,913,418	8,373,985
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第3四半期累計期間87,390株、当第3四半期累計期間61,394株)。
2 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております
3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第3四半期累計期間は潜在株式が存在しないため、当第3四半期累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ブラコー
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラコーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブラコーの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年2月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。